

| 部門 | 職業分類        | 職 種 (1)           | 職 種 (2)   |
|----|-------------|-------------------|---|
|    |             | (2) ガラス製品成形工      | ①ガラス成形工、②ガラス吹工、③ガラス押型工、④ガラス熱処理工 等                         |
|    |             | (3) ガラス製品加工工      | ①ガラス熱加工工、②ガラス切断工、③ガラス研ま工、④ガラス繊維工、⑤鏡銀引き工 等                 |
|    |             | (4) 陶磁器製造工        | ①ろくろ成形工、②プレス成形工、③陶磁器類研ま工、④陶磁器レース加工工、⑤陶磁器焼成工 等             |
|    |             | (5) 施ゆう工、ほうろうがけ工  | ①ゆう薬工、②ゆう薬かけ工、③ほうろう焼入・仕上工                                 |
|    |             | (6) 窯業絵付工         | ①陶磁器画工、②転写絵付工、③陶磁器吹付工、④絵付仕上工、⑤金盛絵付工 等                     |
|    |             | (7) ファインセラミック製品製造 | ①ファインセラミック製品製造工   |
|    |             | (8) セメント製造工       | ①セメント焼成工、②セメント粉砕工   |
|    |             | (9) セメント製品製造工     | ①コンクリートブロック製造工、②コンクリートパネル製造工、③セメントスレート製造工、④コンクリートパイプ製造工 等 |
|    |             | (10) れんが・かわら類製造工  | ①れんが・かわら類成形工、②れんが・かわら類切断工、③れんが・かわら類乾燥工、④れんが・かわら類焼成工 等     |
|    |             | (11) 石灰・石灰製品製造工   | ①石灰製造工、②ドロマイト製造工、③石こう製造工、④石こう製品製造工 等                      |
|    |             | (12) 七宝工          | ①七宝工  |
|    |             | (13) 窯業製品検査工      | ①ガラス製品検査工、②陶磁器検査工、③れんが・かわら類検査工 等                          |
|    |             | (14)その他の窯業製品製造の職業 | ①「つば製造工、②研ま用材製造工 等  |
|    | 2 化学製品製造の職業 | (1)化学工            | ①化学原料仕込工、②化学反応工、③電解反応工、④電気炉工(化学)、⑤分離・蒸留・乾留工、⑥ばい焼・か焼工 等    |

| 部門 | 職業分類             | 職 種 (1)                  | 職 種 (2)   |
|----|------------------|--------------------------|---|
|    |                  | (2) 石油精製工                | ①石油分離工、②石油精留工、③石油タンク工 等   |
|    |                  | (3) 化学繊維工                | ①原液調整工、②化学繊維紡糸工、③化学繊維後処理工   |
|    |                  | (4) 油脂加工工                | ①硬化油工、②油脂分解工、③石けん製造工 等  |
|    |                  | (5) 医薬品・化粧品製造工           | ①医薬品製造工、②抗生物質種母培養工、③化粧品類製造工   |
|    |                  | (6) その他の化学製品製造の職業        | ①化学製品原料粉碎工、②化学製品検査工、③製塩工、④合成洗剤製造工、⑤感光剤材料製造工、⑥塗料・絵具・インキ製造工、⑦クレヨン・鉛筆しん(芯)・墨製造工、⑧ろうそく製造工、⑨農薬・殺虫剤製造工、⑩花火製造工 等 |
| 3  | ゴム・プラスチック製品製造の職業 | (1) ゴム工                  | ①ゴム製造工、②再生ゴム工   |
|    |                  | (2) ゴム製品製造工              | ①ゴム製品成形工、②加硫工、③ゴム製品仕上工 等  |
|    |                  | (3) タイヤ製造工・修理工           | ①タイヤ成形工、②タイヤ加硫工、③タイヤ仕上工、④タイヤ修理工   |
|    |                  | (4) プラスチック製品成形工          | ①プラスチック成形工、②積層成形工   |
|    |                  | (5) プラスチック製品加工工          | ①プラスチック切削機械工、②プラスチック研ま工、③プラスチック接合工、④プラスチック細工仕上工   |
|    |                  | (6) ゴム・プラスチック製品検査工       | ①タイヤ検査工、②ゴム製品検査工、③プラスチック製品検査工   |
|    |                  | (7) その他のゴム・プラスチック製品製造の職業 | ①ゴム・プラスチック塗布工、②ゴム裁断工、③ゴム接合工、④原料プラスチック処理工 等  |
| 4  | 土石製品製造の職業        | (1)石工                    | ①石割工、②石切工、③石研ま工、④石彫工（工芸的なものを除く。）、⑤墨出し工、⑥石積工 等   |

| 部門         | 職業分類              | 職 種 (1)                  | 職 種 (2)                                      |
|------------|-------------------|--------------------------|--|
|            |                   | (2)その他の土石製品製造の職業         | ①石細工工、②マイカカット工、<br>③石綿製品製造工、④すずり製作工 等        |
| 13         | 1 木・竹・草・つる製品製造の職業 | (1) 製材工                  | ①原木切断工、②製材段取工、③機械のこ工、④手のこ工 等                 |
|            |                   | (2) チップ製造工               | ①チップ製造工                                      |
|            |                   | (3) 合板工                  | ①合板製作工、②木質ボード製造工 等                           |
|            |                   | (4) 木工                   | ①機械木工、②木型木工 等                                |
|            |                   | (5) 木製家具・建具製造工           | ①指物職、②木製家具製造工、③木製建具製造工 等                     |
|            |                   | (6) 船大工                  | ①船大工   |
|            |                   | (7) 木製おけ・たる製造工           | ①おけ・たる製造工、②おけ・たる修理工                          |
|            |                   | (8) 曲物製造工                | ①曲物製造工                                       |
|            |                   | (9) 木彫工                  | ①木彫工、②仏像彫刻製造工、③人形彫職、④将棋彫駒製作工 等               |
|            |                   | (10) とう・き柳製品製造工          | ①とう製品製造工、②き柳製品製造工                            |
|            |                   | (11) 木・竹・草・つる製品検査工       | ①木材検査工、②合板検査工 等                              |
|            |                   | (12) その他の木・竹・草・つる製品製造の職種 | ①木材製品処理工、②木場とび工、③木製運動用品製造工 等                 |
|            | 2                 | パルプ・紙・紙製品製造の職業           | (1) パルプ工、紙料工                                 |
| (2) 紙機械すき工 |                   |                          | ①抄紙工、②抄紙仕上工                                  |
| (3) 紙手すき工  |                   |                          | ①紙手すき工                                       |
| (4) 加工紙製造工 |                   |                          | ①段ボール製造工、②塗工紙製造工、③防水紙製造工、④変性加工紙製造工 等         |
| (5) 紙器製造工  |                   |                          | ①紙箱製造工、②大型紙袋製造工、③紙管筒製造工、④紙製食器製造工、⑤ファイバーチューブ・ |

| 部門 | 職業分類           | 職 種 (1)                | 職 種 (2)  |
|----|----------------|------------------------|--|
|    |                |                        | コーン製造工 等   |
|    |                | (6) 紙製品製造工             | ①小型紙袋製造工、②紙ひも製造工、③水引製品製造工 等  |
|    |                | (7) その他のパルプ・紙・紙製品製造の職業 | ①紙裁断工、②紙加工工、③紙仕上工・検査工 等  |
|    | 3 印刷・製本の職業     | (1) 文字組版作業員            | ①写真植字機オペレーター、②電算写植機オペレーター、③電子組版機オペレーター 等                                       |
|    |                | (2) 製版作業員              | ①製版作業員(電子製版を除く)、②製版カメラ作業員、③版下製作作業員、④電子製版作業員 等                                  |
|    |                | (3) 印刷作業員              | ①とつ(凸)版印刷作業員、②オフセット印刷作業員、③グラビア印刷作業員、④スクリーン印刷作業員、⑤フォーム印刷作業員、⑥シール印刷作業員、⑦木版画摺り師 等 |
|    |                | (4) 印刷物光沢加工作業員         | ①印刷物光沢加工作業員  |
|    |                | (5) 製本作業員              | ①製本作業員   |
|    |                | (6) その他の印刷・製本の職業       | ①活字製造作業員、②校正作業員、③はく(箔)押し作業員、④印刷・製本検査作業員 等                                      |
|    | 4 かわ・かわ製品製造の職業 | (1) 製革工                | ①製革準備工、②なめし工、③製革仕上工  |
|    |                | (2) くつ製造工・修理工          | ①かわぐつ製造工、②かわぐつ修理工、③かわスリッパ製造工、④かわサンダル製造工  |
|    |                | (3) その他のかわ・かわ製品製造の職業   | ①かわ裁断工、②かわ打抜き工、③かわ縫製工、④かわ具加工工、⑤かわ・かわ製品検査工 等                                    |
| 14 | 1 食料品製造の職業     | (1) めん類製造工             | ①製めん工、②即席めん類製造工、③はるさめ製造工、④ワントン・シューマイ皮製造工 等                                     |
|    |                | (2) パン・菓子製造工           | ①パン・焼菓子製造工、②洋生菓子製造工、③和生菓子製造工、④和干菓子製造工、⑤あめ・キャンデー製造工、⑥チョコレート製造工、⑦チューインガム製造工 等    |
|    |                | (3) 豆腐・こんにゃく・ふ製造工      | ①豆腐・同加工食品製造工、②湯葉製造工、③こんにゃく製造工、④ふ製造工  |

| 部門 | 職業分類          | 職種 (1)                | 職種 (2)   |
|----|---------------|-----------------------|--|
|    |               | (4) かん詰・びん詰・レトルト食品製造工 | ①かん詰・びん詰・レトルト食品調理工、②かん詰・びん詰工、③殺菌加熱工 等                            |
|    |               | (5) 乳・乳製品製造工          | ①飲用乳製造工、②粉乳製造工、③練乳製造工、④バター製造工、⑤チーズ製造工、⑥乳酸発酵製品製造工、⑦アイスクリーム製造工 等   |
|    |               | (6) 水産物加工工            | ①かつお節類製造工、②魚介くん製製造工、③魚介干物製造工、④水産ねり物製造工、⑤こんぶ加工工、⑥寒天製造工、⑦つくだ煮製造工 等 |
|    |               | (7) 食肉加工品製造工          | ①精肉工、②ハム・ベーコン・ソーセージ製造工 等   |
|    |               | (8) 野菜つけ物工            | ①野菜つけ物工  |
|    |               | (9) その他の食料品製造の職業      | ①低温・保存食品製造工、②惣菜類調製工、③食料品検査工 等                                    |
|    | 2 食品原料製造の職業   | (1) 精穀工、製粉工           | ①精穀工、②製粉工  |
|    |               | (2) 製糖工               | ①粗糖製造工、②精糖工、③角砂糖製造工、④氷砂糖製造工、⑤てん菜糖製造工                             |
|    |               | (3) 味そ・しょう油製造工        | ①味そ製造工、②しょう油製造工  |
|    |               | (4) 動植物油脂製造工          | ①油脂前処理工、②採油工、③精油工、④食用油脂製品製造工 等                                   |
|    |               | (5) その他の食品原料製造の職業     | ①調味料製造工 (他に分類されないもの)、②酵母・こうじ製造工 (他に分類されないもの)、③配合飼料製造工、④食品原料検査工 等 |
|    | 3 飲料・たばこ製造の職業 | (1) 製茶工               | ①緑茶製造工、②紅茶製造工  |
|    |               | (2) 酒類製造工             | ①清酒製造工、②ビール製造工、③果実酒製造工、④ウイスキー製造工、⑤焼酎製造工 等                        |
|    |               | (3) 清涼飲料製造工           | ①清涼飲料製造工   |
|    |               | (4) たばこ製造工            | ①たばこ原料処理工、②たばこ原料加工工、③製品たばこ製造工 等                                  |

| 部門 | 職業分類                 | 職 種 (1)                 | 職 種 (2)                                    |
|----|----------------------|-------------------------|--|
|    |                      | (5) その他の飲料・たばこ製造の職業     | ①コーヒー豆ばい(焙)煎工、②粉末飲料製造工、③氷菓製造工、④飲料・たばこ検査工 等 |
| 15 | 1 生活衛生サービスの職業        | (1) 理容師                 | ①理容師                                       |
|    |                      | (2) 美容師・着付師             | ①美容師、②全身美容師、③衣装着付師 等                       |
| 16 | 1 飲食物調理及び接客サービスの職業   | (1) 調理人                 | ①日本料理調理人、②西洋料理調理人、③中華料理調理人、④給食調理人 等        |
|    |                      | (2) バーテンダー              | ①バーテンダー                                    |
|    |                      | (3) 給仕従事者               | ①飲食物給仕人 等                                  |
| 17 | 1 その他の技能工、生産工程の職業(1) | (1) 内張工                 | ①家具類内張工、②乗物内張工、③小箱おおい(被)工                  |
|    |                      | (2) 表具師                 | ①表具師 等                                     |
|    |                      | (3) 塗装工                 | ①塗装前処理工、②木工塗装工、③金属塗装工、④塗装仕上工 等             |
|    |                      | (4) 畳工                  | ①畳工 等                                      |
|    |                      | (5) 内装仕上工               | ①金属建具取付工、②建具ガラスはめ込工、③室内装飾工                 |
|    |                      | (6) 他に分類されない技能工、生産工程の職業 | ①写真工、②製氷工 等                                |
| 18 | 1 その他の技能工、生産工程の職業(2) | (1) 画工、広告美術工            | ①画工、②広告美術工、③かさ・ちょうちん・うちわの絵付工、④人形彩色師 等      |
|    |                      | (2) 映写技士                | ①映写技士                                      |
|    |                      | (3) 製図工、写図工             | ①製図工、②写図工                                  |
|    |                      | (4) 現図工                 | ①現図型取工、②構造物現図工、③乗物現図工 等                    |

| 部門 | 職業分類                     | 職 種 (1)                  | 職 種 (2)  |
|----|--------------------------|--------------------------|--|
|    |                          | (5) 包装工                  | ①機械包装工、②箱詰・袋詰工、③充てん工、④封止工、⑤ラベルはり工 等  |
| 19 | 1 装身具等<br>身の回り品<br>製造の職業 | (1) かばん・袋物製造<br>工・修理工    | ①かばん・袋物製造工、②かばん・袋物修理工  |
|    |                          | (2) がん具製造工               | ①がん具組立工、②人形製造工、③がん具際物製造工 等   |
|    |                          | (3) 楽器製造工                | ①ピアノ組立工、②オルガン組立工、③打楽器組立工、④弦楽器組立工、⑤管楽器組立工、⑥和楽器組立工、⑦電気・電子楽器組立工、⑧楽器調整検査工、⑨楽器修理工 等 |
|    |                          | (4) 模型・模造品製作<br>工        | ①模型製作工、②小道具製作工、③マネキン人形製作工、④かつら・ヘアピース製作工、⑤義肢・装具製作工、⑥造花製造工 等                     |
|    |                          | (5) 和がさ・ちょうち<br>ん・うちわ製造工 | ①和がさ製作工、②ちょうちん製作工、③ぼんぼり製作工、④うちわ製作工、⑤せんす製作工                                     |
|    |                          | (6) 洋がさ製造工               | ①洋がさ製作工、②洋がさ修理工  |
|    |                          | (7) ほうき・ブラシ製<br>造工       | ①ほうき製作工、②ブラシ製造工、③たわし製造工  |
|    |                          | (8) 漆器工                  | ①漆工、②漆器加飾工、③蒔絵師、④はく押沈金工 等  |
|    |                          | (9) 貴金属・宝石細工<br>工        | ①貴金属細工加工工、②宝石細工加工工 等   |
|    |                          | (10) 甲・角・貝・き<br>ば細工工     | ①べつ甲細工工、②貝細工工、③角・きば類細工工  |
|    |                          | (11) 印判師                 | ①印判工、②印章彫刻工、③スタンプ製造工 等   |
|    |                          | (12) げた製造工               | ①げた製造工   |
|    |                          | (13) 竹細工工                | ①竹骨製造工、②竹かご・ざる製造工、③竹すだれ製造工、④釣竿製造工 等  |
|    |                          | (14) 草・つる製品製<br>造工       | ①稲わら製品製造工、②麦わら製品製造工、③い草製品製造工 等   |
|    |                          | (15) その他の装身具             | ①筆記用具製造工、②運道具製造工、③児童用乗   |

| 部門 | 職業分類               | 職 種 (1)                  | 職 種 (2)  |
|----|--------------------|--------------------------|--|
|    |                    | 等身の回り品製造の職業              | 物製造工、④喫煙具製造工、⑤マッチ製造工、⑥装身具等身の回り品検査工、⑦毛筆製造工、⑧フラワー装飾師、⑨装蹄師、⑩彫金工(工芸的なもの) 等 |
| 20 | 1 定置機関・機械運転の職業     | (1) 汽かん士                 | ①ボイラーオペレーター  |
|    |                    | (2) クレーン・巻上機運転工          | ①クレーン運転工、②巻上機運転工、③コンベア運転工  |
|    |                    | (3) ポンプ・ブロワー・コンプレッサー運転工  | ①ポンプ運転工、②空気移送装置運転工、③送風機運転工、④コンプレッサー運転工                                 |
|    |                    | (4) その他の定置機関・機械運転の職業     | ①内燃機関運転工、②冷凍機運転工、③ケーブル機関運転工、④玉掛工 等                                     |
|    | 2 その他の生活、衛生サービスの職業 | (1) クリーニング工              | ①クリーニング工   |
|    |                    | (2) 洗張工                  | ①洗張工   |
|    | 3 その他              | 1～19部門及び20部門の1に属さない技能的職種 | ①アニメーター、②ウェブデザイナー、③グラフィックデザイナー 等                                       |

備考

- 1 本表に掲げる職種(1)及び(2)は、厚生労働省編職業分類の小分類及び細分類による職種に準じた例示であり、それぞれ職種の内容により関係する部門へ移行できること。
- 2 管理的職員又は職業訓練指導員が管理等の仕事以外の技能を要する仕事に主として直接従事している場合は、当該従事している技能を要する職業に分類すること。

## 技能者表彰規程（昭和42年労働省告示第38号）

### （目 的）

第一条 この規程は、卓越した技能者を表彰することにより、広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、もって技能者の地位及び技能水準の向上を図ることを目的とする。

### （表彰者及び被表彰者）

第二条 表彰は、厚生労働大臣が、次の各号のすべてに該当する者について行う。

- 一 きわめてすぐれた技能を有する者
- 二 現に表彰に係る技能を要する職業に従事している者
- 三 技能を通じて労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者
- 四 他の技能者の模範と認められる者

### （表彰の方法等）

第三条 表彰は、毎年1回、表彰状、卓越技能章及び褒賞金を授与して行うものとする。

- 2 表彰状の様式は、別表第1のとおりとする。
- 3 卓越技能章は、盾及び徽章とし、その形状及び制式は、別表第2のとおりとする。

### （被表彰者の選定）

第四条 表彰を受ける者は、都道府県知事、全国的な規模の事業を行う事業主団体若しくはその連合体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他当該表彰を受ける者の推薦に当たる者が推薦した者のうちから、厚生労働大臣が選定する。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規程により選定を行うに当たっては、これを公正かつ適切に行うため、技能者表彰審査委員の意見をきくものとする。
- 3 技能者表彰審査委員に関し必要な事項は、別に定める。

### （表彰状等の返納）

第五条 厚生労働大臣は、第三条に規定する表彰状及び卓越技能章を授与された者が、禁錮以上の刑に処せられ、又は被表彰者としてふさわしくない非行のあったときは、これを返納させることができる。

### （細 目）

第六条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な細目は、厚生労働省職業能力開発局長が定める。

別表第1

表彰状

(被表彰者氏名)

殿

あなたは卓越した技能をもつて労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与し技能者の模範と認められるので卓越技能章を授与して表彰します

平成 年 月 日

厚生労働大臣 氏名 印

別表第 2

卓越技能章（盾）の形状

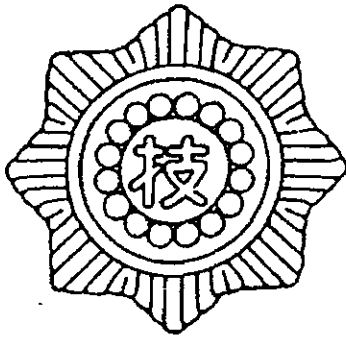


卓越技能章（盾）の制式

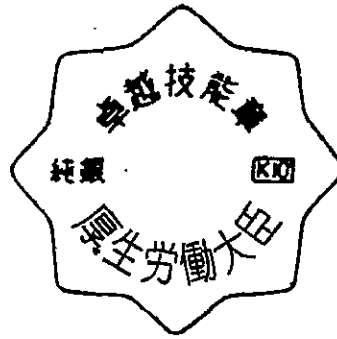
|         |   |             |                           |
|---------|---|-------------|---------------------------|
| 地       | 質 | 木材及び金属      |                           |
| 大       | き | さ           | たて二十八センチメートル よこ二十二センチメートル |
| 地       | は | だ           | 黒うるしつけやし仕上げ               |
| 中央の金属部  |   | 銀めっきいぶし仕上げ  |                           |
| 卓越技能章の部 |   | 銀めっきみがき仕上げ  |                           |
| プレートの部  |   | 銀めっきつやけし仕上げ |                           |

卓越技能章（徽章）の形状

表 面



裏 面



卓越技能章（徽章）の制式

|    |        |            |              |
|----|--------|------------|--------------|
| 地  | 質      | 土台純銀、のせこ金  |              |
| 大  | き      | さ          | 直径十五・五ミリメートル |
| 表面 | 文字の部   | 金仕上げ       |              |
|    | 小花の部   | 銀仕上げ       |              |
|    | 輪の内側の部 | 銀古美仕上げ     |              |
|    | 輪の部    | 銀みがき仕上げ    |              |
|    | 花卉の部   | 金めっきみがき仕上げ |              |
| 裏  | 面      | 金めっきみがき仕上げ |              |

技能者表彰審査委員規程（昭和42年労働省訓第8号）

（設 置）

第一条 技能者表彰規程（昭和42年労働省告示第38号以下「表彰規程」という。）に基づき表彰を受ける者の選定を公正かつ適切に行うため、厚生労働省職業能力開発局に技能者表彰審査委員（以下「委員」という。）を置く。

（委 嘱）

第二条 委員は、学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が委嘱する。

（委員の種類及び職務）

第三条 委員は、総合審査委員及び部門別審査委員とする。

- 2 総合審査委員は、部門別審査委員の審査を経た被表彰候補者について、総合的な見地から表彰を行うことの適否を審査して、厚生労働大臣に意見を具申する。
- 3 部門別審査委員は、その担当する職業部門に係る被表彰候補者について、表彰を行うことの適否を審査して、厚生労働大臣に意見を具申する。

（任 期）

第四条 委員の任期は、2年とする。

- 2 委員は非常勤とする。

（その他の事項）

第五条 この規程に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、厚生労働省職業能力開発局長が定める。